

議案第 44 号

石垣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

石垣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年石垣市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 1 項中「この条例の施行の日から令和 5 年 3 月 31 日までの間」を「当分の間」に、「令和 5 年 3 月 31 日までに」を「職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから 2 年以内に研修を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の石垣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

放課後児童支援員とみなす研修修了予定者に係る新たな経過措置を規定するため、条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年石垣市条例第24号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>附 則 （職員の経過措置）</p> <p>第2条 <u>この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和5年3月31日までに</u></p> <hr/> <p><u>修了することを予定している者を含む。）</u>」とする。</p> <p>2（略）</p>	<p>附 則 （職員の経過措置）</p> <p>第2条 <u>当分の間</u>、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に研修を修了することを予定している者を含む。）</u>」とする。</p> <p>2（略）</p>